

第 7 次厚木市行政改革大綱 (案)

令和 2 年 月
厚 木 市

目 次

1	これまでの行政改革の取組	1
2	第7次行政改革大綱策定の背景	
(1)	社会環境の変化	1
(2)	国の動向	2
(3)	厚木市の状況	2
3	第6次行政改革大綱の成果と課題	3
4	第7次行政改革の必要性	4
5	第7次行政改革大綱について	
(1)	改革を推進するに当たっての基本的考え方	4
(2)	計画の位置付け・計画期間	5
(3)	重点目標に位置付ける具体的な取組	
ア	重点目標1 強くしなやかな組織づくり	5
(7)	職員の能力向上	
(イ)	持続可能な行政運営を実現する組織体制の構築	
(ウ)	生産性の向上・業務の効率化	
イ	重点目標2 強い財政基盤の確立	6
(7)	事業見直しの徹底	
(イ)	歳入の確保	
(ウ)	公共建築物の最適化・市有財産の有効活用	
ウ	重点目標3 市民協働による公共サービスの向上	7
(7)	更なる市民協働の推進	
(イ)	多様な担い手とのパートナーシップ	
(ウ)	公平な行政サービスの確立	
(4)	行政改革取組の推進	8
(5)	取組の公表	8
(6)	大綱の見直し	8

【巻末資料】

- 資料1 第9次厚木市総合計画「あつぎ元気プラン」計画期間中の主な行政改革の取組
資料2 高齢化の推移と将来推計（出典：令和元年版 高齢社会白書）
資料3 本市の将来人口推計・人口の将来展望（出典：厚木市作成（令和2年9月））
資料4 本市の2045年の人口構成（将来展望）（出典：厚木市作成（令和2年9月））
資料5 本市の市税収入の推移（出典：あつぎの財政状況2020年度版）
資料6 本市の歳出目的別経費の推移（出典：あつぎの財政状況2020年度版）
資料7 本市の公共建築物維持管理等費用の推移（出典：公共施設最適化基本計画）
資料8 本市の外郭団体一覧
資料9 第6次行政改革大綱「あつぎ行政経営プラン」令和元（2019）年度の取組結果

1 これまでの行政改革の取組

- 本市は、社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズに対応するため、第1次行政改革（昭和60（1985）年度～平成元（1989）年度）以降、現行の第6次行政改革（平成27（2015）年度～令和2（2020）年度）に至るまで積極的に行政改革を推進してきました。
- 第9次厚木市総合計画「あつぎ元気プラン」と同時にスタートした第4次行政改革（平成21（2009）年度～平成23（2011）年度）では、「市民の目線による行政サービスの提供」、「市民との協働と連携の推進」、「効率的で効果的な体制の実現」及び「経営基盤の強化」を四つの柱に掲げ、ワンストップサービスの推進や公用車の削減、施設里親制度の推進などに取り組みました。
- 第5次行政改革（平成24（2012）年度～平成26（2014）年度）では、「スリム化した組織の実現」、「市民との協働の推進」及び「強固で持続可能な経営基盤の確立」を掲げ、委託化の推進や事務の見直し、市民協働推進条例など10の条例の制定、公共施設の再配置や長寿命化などに取り組みました。
- 第4次行政改革及び第5次行政改革の取組の結果、職員定数の削減や組織のスリム化を図るとともに、人件費の削減や事務事業の見直しによる歳出削減に加え、収納対策の強化等による収納率の向上や未利用地等の売却などの歳入増加に取り組んだことで220億円以上の効果額を生み出しました。
- 第6次行政改革では、量の削減から質の向上を意識した行政改革に転換し、社会環境の変化に的確に対応していくための必要な職員の確保や市民協働の更なる推進などに取り組んできました。
- 「あつぎ元気プラン」の計画期間中において、市民との協働による効果的・効率的な行政改革に取り組んだ結果、平成25（2013）年度に日本経済新聞社が実施した経営革新度調査¹で全国1位に評価されました。また、市民満足度調査における「効率的な行政運営」は、平成21年度の21.5%（33.2%）から令和元（2019）年度には47.6%（86.5%）と大きく上昇しました。

※（ ）内は「分からない」・「無回答」を除いた満足度

【巻末資料】

資料1 第9次厚木市総合計画「あつぎ元気プラン」計画期間中の主な行政改革の取組

2 第7次行政改革大綱策定の背景

(1) 社会環境の変化

- 我が国は、平成20（2008）年をピークに人口減少に転じ、人口減少社会が到来しています。また、令和2（2020）年には高齢化率が28.5%となるなど、超高齢社会が進展しています。こうした状況から、経済社会全般に大きな影響を受けることが懸念されています。
- また、今後30年以内に70%程度の確率で発生すると予測されている都心南部直

¹ 経営革新度調査 日本経済新聞社が全国812市区を対象に行政運営の革新度合いを、透明度、効率化・活性化度、市民参加度及び利便度の四つの要素により調査したものです。

下地震を始め、地球温暖化に伴う気候変動により大型化している台風や集中豪雨による洪水・浸水が懸念されるなど、防災・減災への関心が高まっています。

- さらに、世界に拡大した新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）は、経済活動や社会に大きな影響を与えています。

【巻末資料】

資料2 高齢化の推移と将来推計（出典：令和元年版 高齢社会白書）

(2) 国の動向

- 少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少、働く方々のニーズの多様化などの課題に対応するため、平成31（2019）年4月に働き方改革関連法を制定し、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらずの公正な待遇の確保などに取り組んでいます。
- 令和元（2019）年5月、総務省が生産年齢人口の減少による労働力の制約やsociety5.0²における技術発展の加速化を背景に、地方自治体が住民生活に不可欠な行政サービスを提供し続けるために、「スマート自治体³」への転換の必要性を示しました。
- 我が国が本格的な人口減少、超高齢社会を迎える中、社会保障の充実・安定化と、そのための安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す社会保障と税の一体改革により、令和元（2019）年10月から消費税が10%に引き上げられました。
- 政府は「経済財政運営と改革の基本方針2020」において、感染症対策を踏まえた「新たな日常」の実現を大きな柱の一つとしており、行政手続のデジタル化や業務プロセスの見直し、マイナンバーカードの利便性の向上、オープンデータ化の推進などの次世代型行政サービスの強力な推進が示されています。

(3) 厚木市の状況

- 本市の人口は減少傾向にあり、今後も減少することが見込まれています。また、年少人口（0～14歳）の割合は減少傾向で推移する一方で、高齢化率は上昇傾向で推移することが予測されており、更なる少子高齢化の進展が見込まれています。

² **society5.0** サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱されました。

³ **スマート自治体** 総務省「地方自治体における業務プロセス・システムの標準化及びA I・ロボティクスの活用に関する研究会」により、次のとおり定義されています。

- (1) 人口減少が深刻化しても持続可能な形で行政サービスを提供し続け、住民福祉の水準を維持する自治体
- (2) 職員を事務作業から解放し、職員でなければならない、より価値のある業務に注力する自治体
- (3) ベテラン職員の経験をA I等に蓄積・代替することで団体の規模・能力や職員の経験年数にかかわらずミスなく事務処理を行える自治体

- 本市は、昭和 39（1964）年から普通交付税不交付団体⁴であり、自主・自立の財政運営を維持しています。しかし、社会環境の変化に伴う社会保障経費の増加や人口減少等による税収の変動が、直接、予算に影響を与えることから、持続可能な行財政運営に向けた取り組みや、災害時等に的確に対応するための備えが必要不可欠となっています。
- 人口の増加した昭和 40 年代から 50 年代を中心に整備された小・中学校などの公共建築物や土木インフラの更新時期が集中します。そこで、公共施設の計画的な長寿命化と更新に向けた取組を進めています。
- 厚木バスセンター東側区域である中町第 2－2 地区周辺に整備する、図書館機能、科学館機能、市庁舎機能を中心とする複合施設（新庁舎）について、効果的・効率的な施設整備・管理運営手法などの検討を進めています。
- 強い財政基盤の構築に向け、森の里東地区や酒井地区などにおける新たな産業拠点を創出するための土地区画整理事業や都市計画道路などの都市基盤整備を行うことで、積極的な企業誘致を推進し、強い財政基盤の構築に取り組んでいます。
- 民間事業者の持つ知識や高い技術力を最大限活用した指定管理者制度・委託化などの P P P⁵を推進するほか、学校給食センターやふれあいプラザなどについて、P F I⁶の手法を用いた施設整備に取り組んでいます。

【巻末資料】

- 資料 3 本市の将来人口推計・人口の将来展望（出典：厚木市作成（令和 2 年 9 月））
- 資料 4 本市の 2045 年の人口構成（将来展望）（出典：厚木市作成（令和 2 年 9 月））
- 資料 5 本市の市税収入の推移（出典：あつぎの財政状況 2020 年度版）
- 資料 6 本市の歳出目的別経費の推移（出典：あつぎの財政状況 2020 年度版）
- 資料 7 本市の公共建築物維持管理等費用の推移（出典：公共施設最適化基本計画）

3 第 6 次行政改革の成果と課題

- 第 6 次行政改革では、「強い組織をつくる」、「強い財政をつくる」、「市民とともに公共サービス⁷を向上させる」を重点目標に掲げています。

⁴ 普通交付税不交付団体 国から地方交付税の交付を受けずに、財政運営を行っている地方公共団体。財政力の強弱を示す指標である財政力指数が「1」を超える団体は不交付団体となります。厚木市の令和元（2019）年度の財政力指数は 1.21 です。

⁵ P P P（Public Private Partnership の略） 公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的な活用や行政による事業の効率化等を図るものです。

⁶ P F I（Private Finance Initiative の略） P P P の一類型であり、これまでの公共事業とは異なり、公共施設等の設計・建設・維持管理・運営等について、民間の資金や経営能力及び技術的能力を活用して効率的でかつ効果的に実施し、市民サービスの向上やトータルコストの削減を図る事業手法です。

⁷ 公共サービス 一般的に行政がサービスを提供する主体とされますが、ここでは、サービスの提供主体を限定せず、公共の利益の増進に資する行為を表しており、民間企業や N P O などが提供する公共的な活動を含みます。

- 具体的な取組として、「強い組織をつくる」では、ワーク・ライフ・バランス⁸の向上に向けた取組を推進したことで、職員一人当たりの時間外勤務時間の縮減につなげるとともに、緊急時等における継続すべき行政サービスの提供及び迅速な復旧体制を構築するために業務継続計画（ＢＣＰ）⁹を策定しました。
- 「強い財政をつくる」では、ふるさと納税や広告料収入で20億円を超える財源を確保したほか、市税の収納強化に取り組んだ結果、県内3位の市税の収納率（令和元（2019）年度99.44%）を維持するとともに、令和元（2019）年度から国民健康保険料滞納繰越分の収納一元化に取り組んだことで収納率が11ポイント上昇しました。
- 「市民とともに公共サービスを向上させる」では、新たな公共サービスや企業活動の活性化につながる市が保有する情報について、ポータルサイトを作成し、150件のデータを公開するなどオープンデータ化の推進を図りました。また、行政を補完・代替・支援する外郭団体の改革を促進するための指導指針を策定し、自主的・自立的な団体運営の更なる推進に向けた取組を進めています。
- 第6次行政改革の進捗状況は、25の取組に設定している成果指標の令和元（2019）年度の達成率が59.3%となっています。
- 成果指標が未達成となっている、組織のマネジメント力の強化や企業誘致の促進、市民活動充実のための団体等への支援、市民参加による行政評価の実施などの取組については、今後も継続していく必要があります。

【巻末資料】

資料8 本市の外郭団体一覧

資料9 第6次行政改革大綱「あつぎ行政経営プラン」令和元（2019）年度の取組結果

4 第7次行政改革の必要性

- 少子高齢化の進展や今後予測される人口減少により、労働力人口や税収への影響が懸念される中、社会環境の変化に対応した行財政運営を推進する必要があります。
- 市民ニーズの多様化など行政需要の変化に伴って新たに生じる課題や、直面している社会資本の老朽化などに的確に対応し、持続的に質の高い行政サービスを提供していく必要があります。
- 感染症対策に伴う「新たな日常」に合った社会変革が求められる中、感染症対策で経験したテレワークやオンライン会議などの新たな働き方や、ワーク・ライフ・バランスの確保に向けた取組などの働き方改革を推進する必要があります。また、行政サービスのデジタル化などの国が示す次世代型行政サービスを強力に推進す

⁸ ワーク・ライフ・バランス 働く者の「仕事と生活の調和」という意味です。そのためには企業制度の根幹である就業形態の多様化（短時間就業等）、残業時間縮減などの働く環境条件を整備していく必要があります。

⁹ 業務継続計画（ＢＣＰ） 災害・事故で被害を受けても、重要業務をなるべく中断させず、中断してもできるだけ早急に（あるいは、許容される中断時間内に）復旧させる「業務継続」を戦略的に実現するための計画です。

る必要があります。

5 第7次行政改革大綱について

(1) 改革を推進するに当たっての基本的考え方

- 少子高齢化の進展や人口減少など常に変化している社会環境に柔軟に対応し、持続的に質の高い行政サービスを提供していくため、第6次行政改革の理念としていた「未来を見据えた中長期的な経営戦略に主眼を置いた行政改革」を継承し、次に掲げる事項を重点目標に掲げ、効果的・効率的な行政運営に取り組みます。
- 更に、感染症の拡大を社会変革の契機と捉え、「新たな日常」の実現に向けた前例にとらわれない改革に取り組みます。
- また、重点目標に基づく具体的な取組や数値目標を位置付けた実施計画を策定し、効果的な行政改革を推進します。

【重点目標】

重点目標1 強くしなやかな組織をつくる

重点目標2 強い財政基盤を確立する

重点目標3 市民協働により公共サービスを向上させる

(2) 計画の位置付け・計画期間

- 本大綱は、令和3（2021）年度からスタートする第10次厚木市総合計画に掲げる、「効果的・効率的な行政運営の推進」を具現化するための計画とします。
- 本大綱の計画期間は、総合計画基本計画の計画期間と合わせ、令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までの6年間とします。また、実施計画については、総合計画実施計画の計画期間と合わせ、第1期を令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までとし、第2期を令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までとします。

(3) 重点目標に位置付ける具体的な取組

ア 重点目標1 強くしなやかな組織をつくる

市民ニーズの多様化などにより増大する行政需要や、社会環境の変化に的確に対応していくためには、課題に対応できる組織づくりとそれを構成する人材の育成が最も重要となります。そのため、自発的に考え行動できる意欲的な人材の育成に取り組むとともに、あらゆる課題に柔軟に対応することができる強くしなやかな組織づくりを進めます。

(7) 職員の能力向上

- 職員は、人材育成基本方針に掲げる職員像の理念「市民の皆様や地域への貢献を最優先に考え意欲と情熱をもって職務に取り組む職員」を常に意識し、能力開発の向上に取り組みます。

- 各種研修の充実や職員が積極的に研修を受けることができる環境づくりなどの人材育成に取り組めます。また、人事評価制度の効果的な運用や幹部職員のマネジメント力の強化を図り、職員のモラルとモチベーションの向上に取り組めます。
- 高い専門性が求められる技術職員の能力向上に向け、国や県、専門機関等が実施する研修への参加機会の充実を図るとともに、業務に関連の深い資格を取得するための助成制度の検討などに取り組めます。

(イ) 持続可能な行政運営を実現する組織体制の構築

- 社会環境の変化等に応じて組織体制・執行体制を柔軟に見直すほか、適材適所の人員配置や適切な定員管理による人材確保を図るなど、持続可能な組織体制・執行体制の構築に向けた取組を推進します。
- 高い専門性が求められる技術職の確保に向け、民間のノウハウを持つ社会人の採用に向けた取組を進めるほか、豊富な知識や経験を持つ再任用職員の適正な配置を行います。
- 災害時等における円滑な業務執行を図るため、実効性の高い業務継続計画（BCP）として見直しを行います。

(ウ) 生産性の向上・業務の効率化

- 職員の長時間労働の是正や、休暇取得の促進などのワーク・ライフ・バランスの確保に向けた取組と働き方改革を推進し、生産性の向上を図ります。
- 先進的なICTであるAI¹⁰やRPA¹¹の導入など、スマート自治体の実現に向けた取組を推進することで、業務の効率化を図ります。
- 「新たな日常」に対する国の対応も踏まえ、業務プロセスの見直しや行政手続のデジタル化を推進することで、市民の利便性向上を図ります。
- 新庁舎の建設を見据え、総合窓口や執務環境の整備について検討を進めます。

イ 重点目標２ 強い財政基盤を確立する

質の高い行政サービスを持続的に提供していくため、高い財政力指数に示される強い財政を維持するとともに、積極的な財源の確保に努めるなど持続可能な強い財政基盤の確立を図ります。

(7) 事業見直しの徹底

- これまで以上に「選択と集中」を意識した事業の見直しやスクラップ・ア

¹⁰ AI（Artificial Intelligence） 人間の知的ふるまいの一部をソフトウェアで人工的に再現したものです。

¹¹ RPA（Robotic Process Automation） 定形作業などをソフトウェア型のロボットが代行・自動化する概念です。厚木市では、令和２年度に市民税特別徴収業務のシステム入力を自動化しました。

ンド・ビルドを推進するとともに、業務プロセス改革（ＢＰＲ）¹²の手法を用いた業務執行の見直しを行うなど、歳出の抑制を図ります。

- 事業の効果や必要性を検証するための事務事業評価や、平成 20（2008）年度から実施している市民参加型外部評価を継続的に実施し、評価結果を踏まえた事業の見直しを行います。
- 証拠に基づく政策立案（ＥＢＰＭ）¹³の考え方を取り入れるなど、これまで以上に事業の効果を明確化した予算編成に取り組みます。

（イ）歳入の確保

- 国や県からの補助金等の確保に努めるとともに、ふるさと納税や広告掲載事業などの自主財源の確保に向けた取組を、引き続き積極的に推進します。
- 新たな産業用地を創出するための土地区画整理事業などの都市基盤整備を行うことで積極的な企業誘致を推進するとともに、既存企業の経営基盤の安定化・強化を図ることで、持続可能な財政基盤の構築につなげます。
- 市の債権を確実に収納するための適切な債権管理や滞納対策に取り組むとともに、市民の利便性向上を図るための新たな納付手段の導入を推進します。

（ロ）公共建築物の最適化・市有財産の有効活用

- 公共建築物の長期維持管理計画基本方針に基づき、計画的な改修による長寿命化を図ります。
- 持続可能な行財政運営及び良質な行政サービスを次世代に引き継ぐため、公共施設最適化基本計画に基づき、適正な規模での更新や施設の複合化・集約化・多機能化、市有地の売却、施設の廃止などの公共建築物の最適化に向けた取組を推進します。
- 施設利用者のニーズを踏まえた施設運営に取り組むとともに、行政財産目的外使用許可の見直しや公共施設駐車場などの市有財産の有効活用について検討を行います。

ウ 重点目標 3 市民協働により公共サービスを向上させる

公共サービスを向上させるため、多様な担い手との連携を図るとともに、これまで推進してきた市民との協働によるまちづくりを進めます。

また、社会環境や行政需要の変化に応じた公平な行政サービスの確立を図ります。

¹² 業務プロセス改革（ＢＰＲ）（Business Process Re-engineering の略。） 目標を達成するために、既存の業務内容や組織構造、業務フローを再構築することです。

¹³ 証拠に基づく政策立案（ＥＢＰＭ）（Evidence-based Policy Making の略。） 政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化した上で合理的根拠（エビデンス）に基づくものとすることです。

(7) 更なる市民協働の推進

- 更なる公共サービスの向上を目指し、地域が抱える様々な課題解決のため、市民活動団体と市が協働で事業を実施するなど、市民協働によるまちづくりをさらに推進します。

(イ) 多様な担い手とのパートナーシップの確立

- 自治会を始めとする地域コミュニティ団体やボランティア団体などの活動を支援するため、団体と行政との関わり方の見直しを行うとともに各種補助金などの財政的支援や幅広い世代がボランティア活動に参加しやすい環境の整備などに取り組みます。
- 民間活力を活用した指定管理者制度・委託化やP P P・P F Iの手法を用いた施設整備・管理運営を推進するなど、多様な担い手とのパートナーシップによる公共サービスの向上に取り組みます。

(ウ) 公平な行政サービスの確立

- 市民ニーズが多様化する中で、公の施設の負担の公平性を確保するために、定期的に行ってきた受益者負担の見直しを継続的に行います。
- 補助金や助成金などについて、必要性や効果を検証し、制度の見直しを行います。

(4) 行政改革取組の推進

- 本大綱の推進に当たっては、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指した、令和12(2030)年を期限とする持続可能な開発目標(S D G s)¹⁴の理念を意識し、まちづくりの主体である市民とともに協働で取り組みます。
- 庁内組織である行政改革推進本部を中心に、全庁を挙げて取組を推進するとともに、附属機関である行政改革調査委員会において点検・評価を行います。

(5) 取組の公表

市民に対し、行政改革の目的を説明し、取り組んだ結果がどうなったかということとを明確にすることが重要です。そのため、大綱の取組の進捗状況と効果等について、広報紙や市ホームページ等を通じて公表します。

(6) 大綱の見直し

行政改革は、社会環境の変化等に合わせた取組を推進する必要があることから、随時、新たな取組に着手するほか、柔軟性と機動性を持って本大綱の見直しを行います。

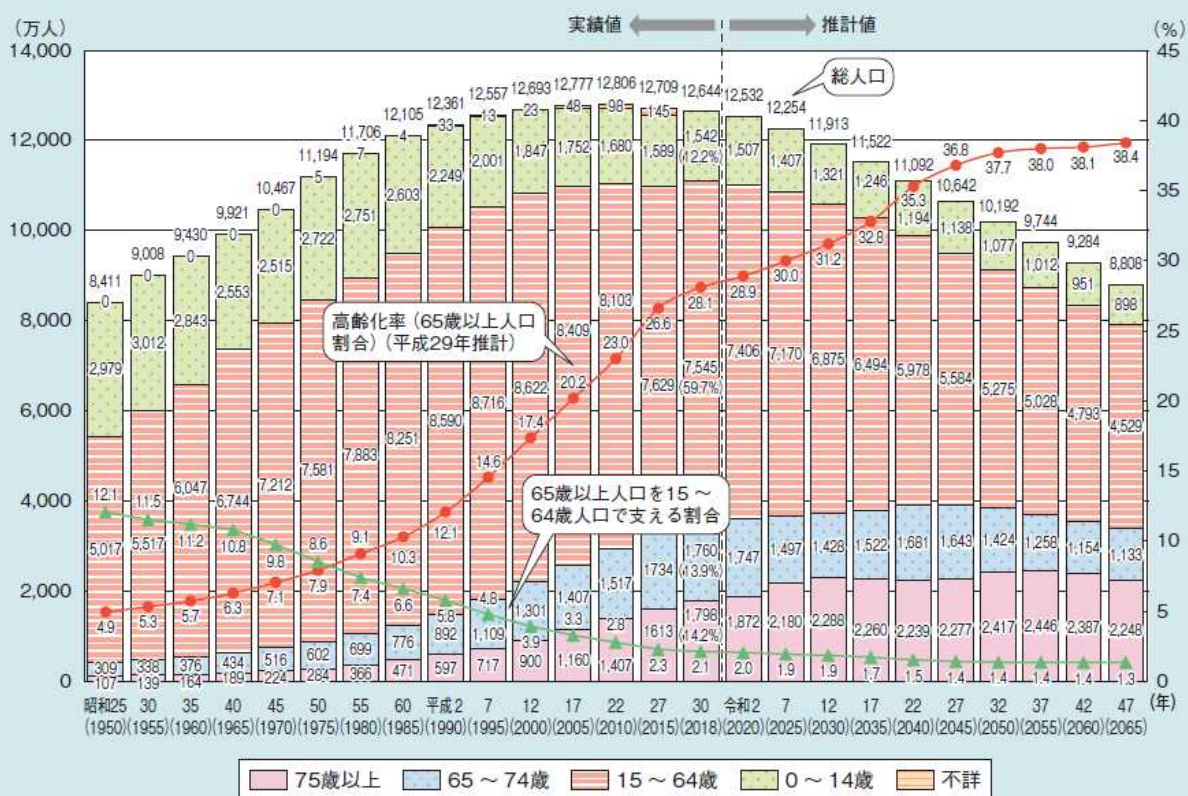
¹⁴ 持続可能な開発目標(S D G s) (Sustainable Development Goalsの略。) 平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された令和12(2030)年を期限とする国際目標で、持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成されています。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に、総合的に取り組むこととしています。

巻 末 資 料

資料 1 第 9 次厚木市総合計画「あつぎ元気プラン」計画期間中の主な行政改革の取組

H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
第 4 次行政改革			第 5 次行政改革			第 6 次行政改革					
基本方針（4つの柱） 1 市民の目線による行政サービスの提供 2 市民との協働と連携の推進 3 効率的で効果的な体制の実現 4 経営基盤の強化 実施計画 1 市民満足度の追求 ・市民満足度を活用した評価の実施 ・ワンストップサービスの推進 ・市民対話の推進と市民ニーズのデータベース化 2 市民との協働のシステムづくり ・自治基本条例の制定とその効果的な推進 ・セーフコミュニティの取組と充実 ・市民組織、企業や大学等とのワークショップの推進 3 環境負荷の低減 ・環境負荷の低減 ・公用車の削減 4 成果主義の徹底 ・外部評価の実施 ・事務事業の見直し ・収納対策の強化等による収納率の向上 5 経費節減と財源確保 ・人件費の削減 ・OA機器の配置の見直し ・委託化の推進			基本方針（3つの柱） 1 スリム化した組織の実現 2 市民との協働の推進 3 強固で持続可能な経営基盤の確立 実施計画 1 スリム化した組織の実現 ・効率的な執行体制→組織のスリム化 ・人件費の削減 →職員数の削減、職員給与の見直し、報酬の見直し、委託化の推進 ・事務事業の評価→行政評価の実施 ・職員の意識改革→人材育成の推進 2 市民との協働の推進 ・市民自治の推進 →市民自治推進活動の支援、新たな危機管理対策の確立 ・再生可能エネルギーの普及拡大 →再生可能エネルギーの推進 3 強固で持続可能な経営基盤の確立 ・健全財政の推進 →市債残高の削減、収納の強化、補助金・イベントの見直し、公共工事コストの縮減 ・公共施設の総合的な管理 →公共施設維持管理の効率化、公共施設の委託業務一元化、公共施設の再配置 ・新たな財源の確保 →特定財源の確保、公有財産の活用、受益者			基本方針（3つの柱） 1 強い組織をつくる 2 強い財政をつくる 3 市民とともに公共サービスを向上させる 実施計画 1 強い組織をつくる ・組織体制の最適化→給与制度の見直し、適正配置 ・人材育成の推進 →職員の意識改革と人材育成の推進、ワーク・ライフ・バランスの向上 ・組織強化のルールづくり →業務継続計画（BCP）の策定及び改定、組織のマネジメント力強化 2 強い財政をつくる ・積極的な財源の確保 →事業の積極的な見直し、特定財源の確保、企業誘致の促進 ・資産の適切な管理、運用 →市債権の収納強化、市債残高の管理、公共施設の最適化、公共施設エネルギー利用の合理化 ・市有財産の有効活用→公共施設の有効活用、未利用地の積極的活用 3 市民とともに公共サービスを向上させる ・市民協働の更なる充実 →市民が主体のまちづくりの推進、市民活動充実のためのしくみづくり、民間活力の活用、PPP/PFIの推進、市民参加による行政評価の実施 ・行政が保有する情報の有効活用 →オープンデータの推進、マイナンバーカードの有効活用 ・公平な行政サービスの確立					

資料2 高齢化の推移と将来推計（出典：令和元年版 高齢社会白書）



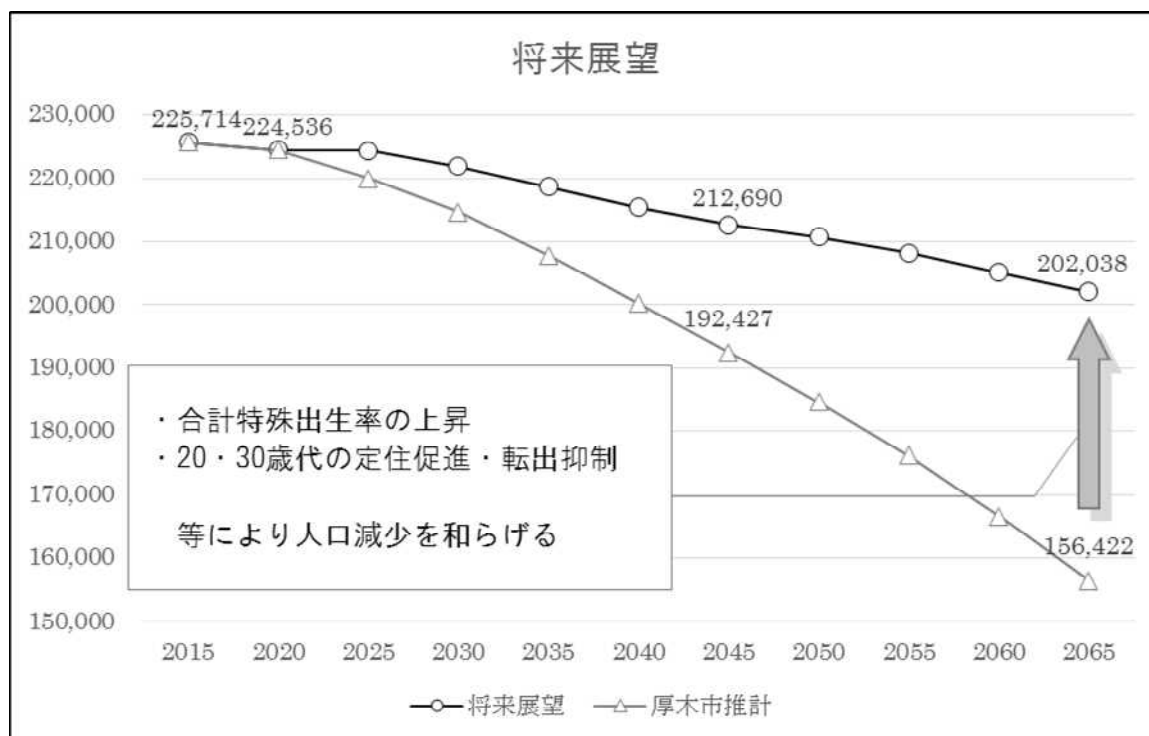
資料：棒グラフと実線の高齢化率については、2015年までは総務省「国勢調査」、2018年は総務省「人口推計」（平成30年10月1日確定値）、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果。

（注1）2018年以降の年齢階級別人口は、総務省統計局「平成27年国勢調査 年齢・国籍不詳をあん分した人口（参考表）」による年齢不詳をあん分した人口に基づいて算出されていることから、年齢不詳は存在しない。なお、1950年～2015年の高齢化率の算出には分母から年齢不詳を除いている。

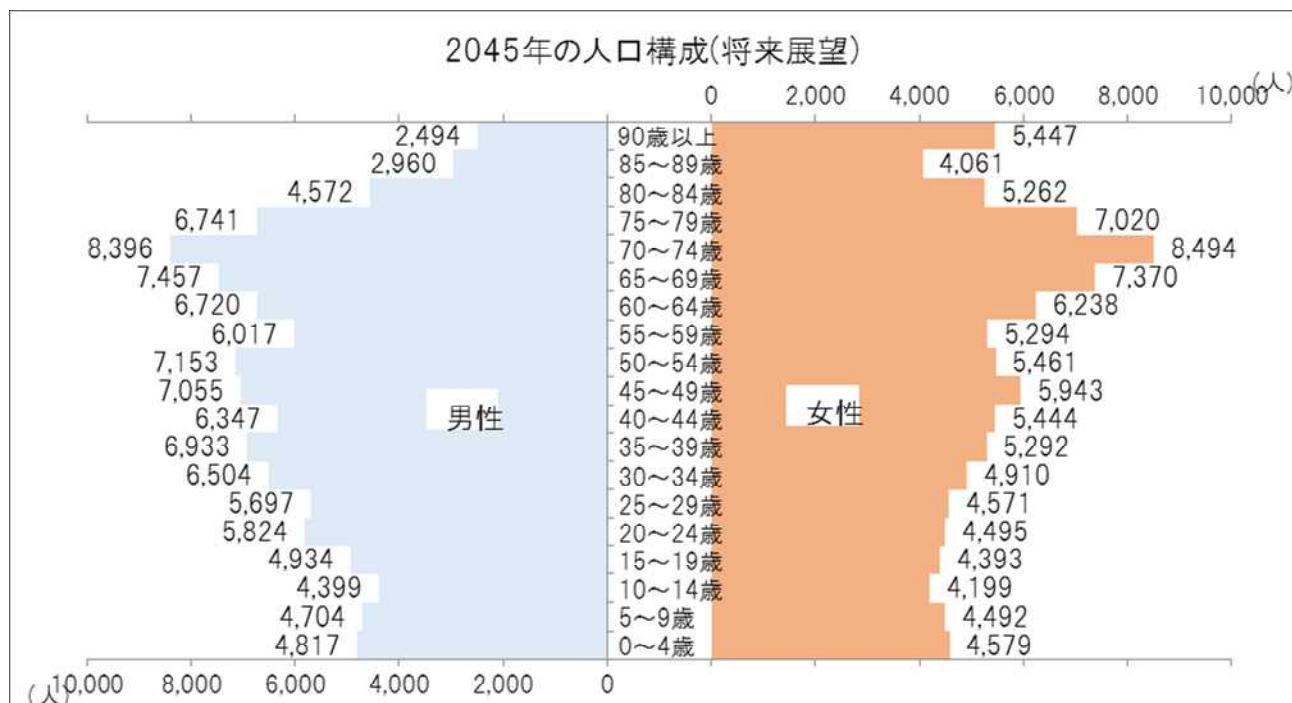
（注2）年齢別の結果からは、沖縄県の昭和25年70歳以上の外国人136人（男55人、女81人）及び昭和30年70歳以上23,328人（男8,090人、女15,238人）を除いている。

（注3）将来人口推計とは、基準時点までに得られた人口学的データに基づき、それまでの傾向、趨勢を将来に向けて投影するものである。基準時点以降の構造的な変化等により、推計以降に得られる実績や新たな将来推計との間には乖離が生じうるものであり、将来推計人口はこのような実績等を踏まえて定期的に見直すこととしている。

資料3 本市の将来人口推計・人口の将来展望（出典：厚木市作成（令和2年9月））

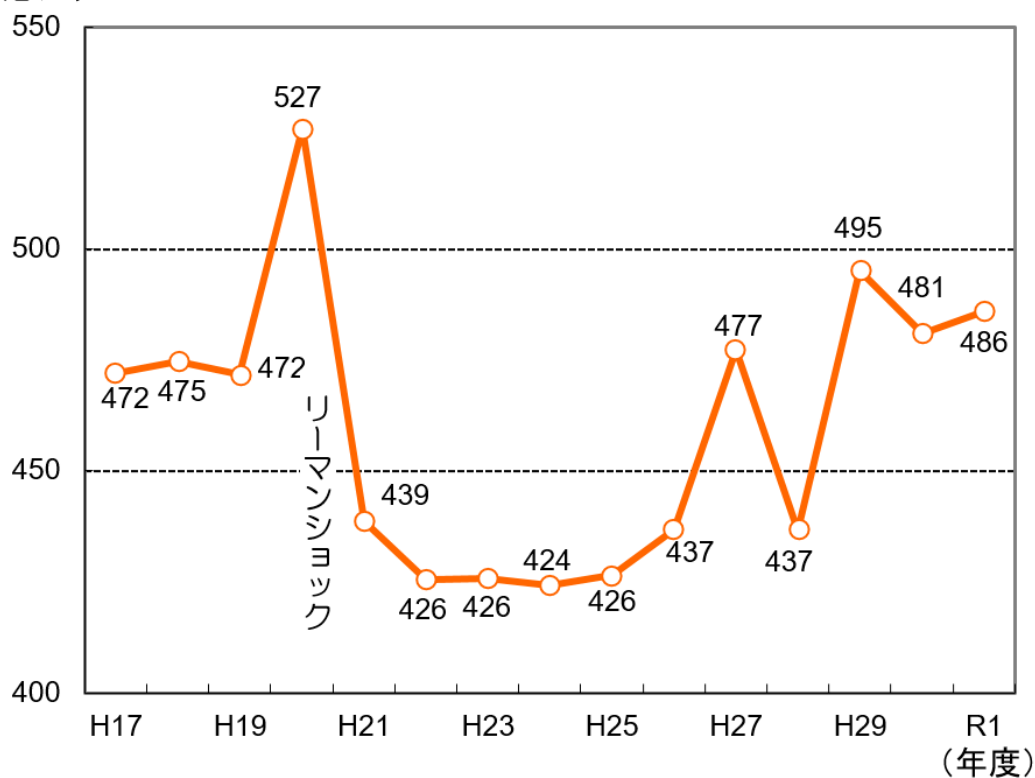


資料4 本市の2045年の人口構成（将来展望）（出典：厚木市作成（令和2年9月））



資料5 本市の市税収入の推移（出典：あつぎの財政状況 2020 年度版）

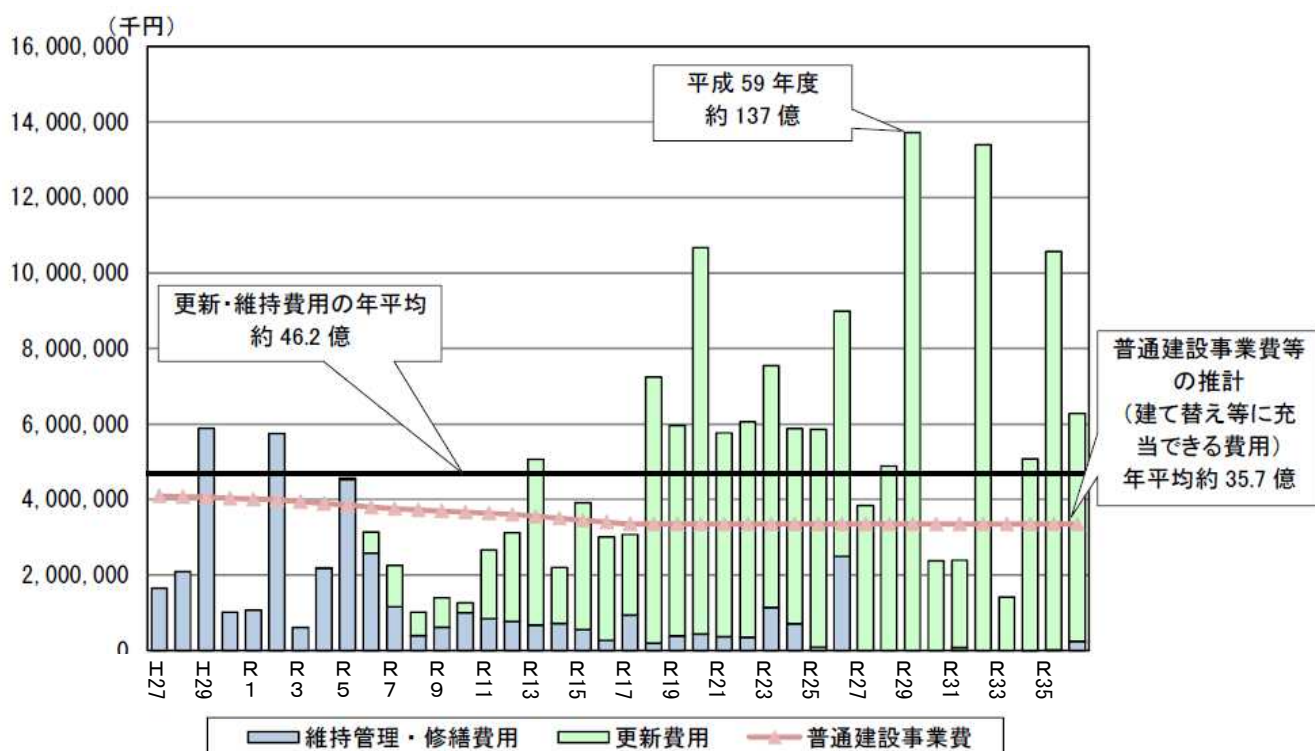
（億円）



資料6 本市の歳出目的別経費の推移（出典：あつぎの財政状況 2020 年度版）



資料 7 本市の公共建築物維持管理等費用の推移（出典：公共施設最適化基本計画）



資料 8 本市の外郭団体一覧

区分	外郭団体の名称	所管課
市の出資率が 2 分の 1 以上の法人	公益財団法人厚木市環境みどり公社	生活環境課
	公益財団法人厚木市文化振興財団	文化生涯学習課
	公益財団法人厚木市体育協会	スポーツ推進課
	公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンター	産業振興課
市の補助金とその運営費の 2 分の 1 以上を占めている法人	社会福祉法人厚木市社会福祉協議会	福祉総務課
	公益社団法人厚木市シルバー人材センター	介護福祉課

資料 9 第 6 次行政改革大綱「あつぎ行政経営プラン」令和元（2019）年度の取組結果

2 令和元年度目標に対する実績

令和元年度目標を設定している項目	27 項目
目標達成項目	17 項目
目標未達成項目	10 項目
令和元年度目標を設定していない項目※	5 項目

※令和 2 年度に目標を設定している項目等

【令和元年度目標未達成項目】

重点目標 1 強い組織をつくる

計画名	ワーク・ライフ・バランスの向上				
取組内容	①風通しの良い職場づくり ②時間外勤務の抑制 ③休暇等制度の理解向上				
指標名	職員アンケート 「ワーク・ライフ・バランスが向上していると感じている職員の割合」				
目 標	69.0%	実 績	66.3%	達成率	96.1%

計画名	組織のマネジメント力の強化				
取組内容	・ 庁内応援制度の活用 ・ 部内人事配置制度の活用				
指標名	職員アンケート 「柔軟な人材活用が図られていると感じている職員の割合」				
目 標	58.0%	実 績	48.7%	達成率	84.0%
指標名	庁内応援制度及び部内人事配置制度の活用件数				
目 標	18 件	実 績	12 件	達成率	66.7%

重点目標 2 強い財政をつくる

計画名	事業の積極的な見直し				
取組内容	・ 予算削減や財源確保の努力を評価する仕組みを研究 ・ 事業見直しに資する新たな仕組みの検討及び事業の見直しの実施				
指標名	BPR（業務プロセスの見直し）を実施した市民税課・資産税課の削減率 ※時間外勤務時間は職員一人当たり年間平均				
目 標	前年比-5% (504.5H)	実 績	+7.5% (571H)	達成率	—

計画名	企業誘致の促進				
取組内容	・厚木市企業等の立地促進等に関する条例に基づく、企業誘致の積極的な展開				
指標名	厚木市企業等の立地促進等に関する条例の適用企業数				
目 標	6 事業者	実 績	5 事業者	達成率	83.3%

計画名	未利用地の積極的活用				
取組内容	・売却等 ・売却手法等の研究				
指標名	売却等件数				
目 標	1 件	実 績	0 件	達成率	0%
備 考	※ 対象の土地については、令和2年度に売却済み。				

重点目標3 市民とともに公共サービスを向上させる

計画名	市民が主体のまちづくりの推進				
取組内容	・あつぎ市民ふれあい都市宣言の普及啓発 ・市民協働提案事業の推進				
指標名	市民満足度調査 「市民協働による行政運営」における満足度				
目 標	56.0%	実 績	54.5%	達成率	97.3%

計画名	市民活動充実のための仕組みづくり				
取組内容	・市民活動拠点、人材育成の充実 ・市民活動団体の設立支援 ・市民活動団体と行政の協働機会の拡大				
指標名	市内で活動する市民活動団体数				
目 標	237 団体	実 績	235 団体	達成率	99.2%

計画名	市民参加による行政評価の実施				
取組内容	①市民参加型外部評価の実施 ②市民参加度を高めた行政評価制度の検討				
指標名	市民アンケート 「市民の行政への理解や関心が高まっていると感じる人の割合」				
目 標	74.0%	実 績	67.4%	達成率	91.1%

計画名	マイナンバーカードの有効活用				
取組内容	・マイナンバーカードの独自利用対象事務の抽出、実施				
指標名	マイナンバーカードを活用した行政サービス数（累計）				
目 標	3 サービス	実 績	2 サービス	達成率	66.7%

第7次厚木市行政改革大綱（案）

令和2（2020）年 月

厚木市 政策部 行政経営課

〒243-8511 厚木市中町3丁目17番17号

電 話 （046）225-2160

FAX （046）225-3732

URL <https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/>

e-mail 0600@city.atsugi.kanagawa.jp